

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年七月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

草加八潮三郷線	路線名
八潮市大字新町二〇八番地先から 八潮市大字鶴ヶ曾根上沖通九一八番一地先まで	供用開始の区間
平成二十九年七月二十一日	供用開始の期日
	備考